

「指定ごみ袋制度の導入と分別収集の見直し」

～ごみ処理広域化と減量化へ向けた取り組み～

生活環境課
ごみ対策担当

- ①背景
- ②現状
- ③課題
- ④近年の取り組み
- ⑤今後の取り組み
- ⑥今後のスケジュール

1. 指定ごみ袋制度の導入

- ①指定ごみ袋制度とは
- ②指定ごみ袋制度導入の目的
- ③指定ごみ袋の導入状況
- ④指定ごみ袋制度の内容
- ⑤指定ごみ袋の製造・販売・使用
- ⑥指定ごみ袋販売の流れ
- ⑦指定ごみ袋制度の導入スケジュール

2. 分別収集の見直し

- ①ごみ収集の現状
- ②ごみ収集地区・収集日
- ③見直し内容
- ④燃えるごみの収集
- ⑤カン類・ビン類の収集①②
- ⑥ペットボトルの収集
- ⑦プラスチック製容器包装の収集
- ⑧プラスチック製容器包装の種類
- ⑨プラスチック製容器包装の出し方
- ⑩拠点回収ボックスの設置場所
- ⑪粗大ごみの収集
- ⑫粗大ごみの課題
- ⑬粗大ごみの収集変更点
- ⑭粗大ごみの収集変更点2
- ⑮粗大ごみの点数の数え方
- ⑯見直し後の収集日
- ⑰見直し後の収集日2

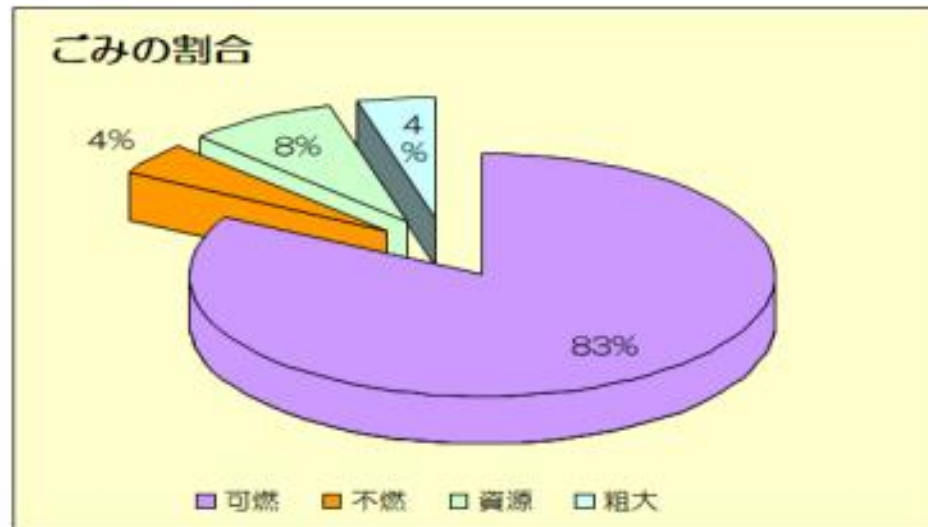
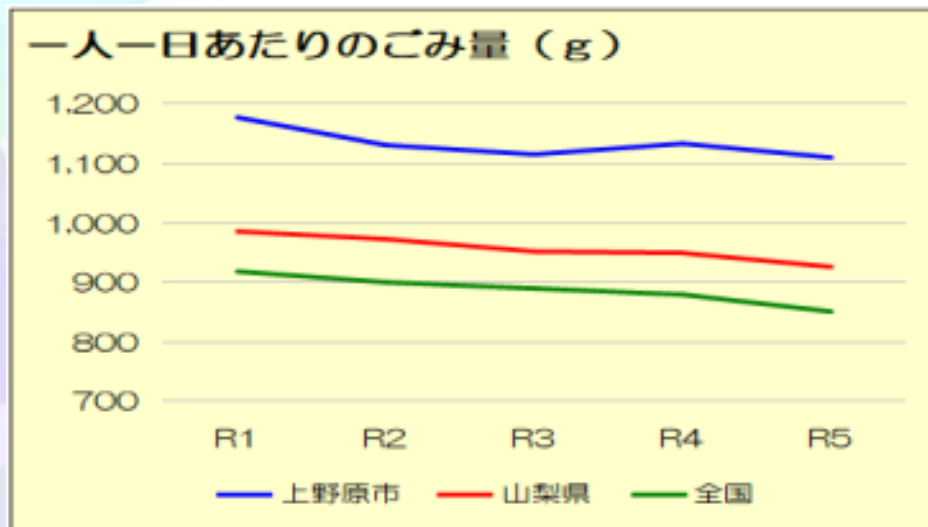
現在、本市を含む富士・東部地域の12市町村では、ごみ処理の広域化により、新たなごみ処理施設の整備を進めています。

各市町村では広域化に向け、国の指針に基づき、ごみの有料化を検討するとともに、平均して約12%のごみ排出削減に取り組むこととしております。

また、新たなごみ処理施設の整備費及び運営費については、各市町村のごみ排出量を基準に算出されるため、ごみの分別、減量、資源化に対する取り組みは、各市町村とも避けて通れない状況となります。

現状

本市の一人一日あたりに排出されるごみ量は山梨県や全国平均と比べ多い状況です。また、**約9,000トン**のごみの内、8割が燃えるごみです。



順位	市町村	ごみ量 (g) ※一人1日あたり
1	南アルプス市	703
2	南部町	728
3	富士川町	767
4	道志村	770
5	北杜市	773

…
…

順位	市町村	ごみ量 (g) ※一人1日あたり
23	忍野村	1,085
24	上野原市	1,110
25	富士河口湖町	1,340
26	丹波山村	1,648
27	山中湖村	2,111

排出量削減！

広域ごみ処理施設は、各市町村のごみ排出量を基準に負担が算出されるため、本市のごみ排出量の８割となる燃えるごみの削減が大きな課題となります。

計画的な収集！

現在のクリーンセンターは中継施設となり、広域ごみ処理施設へ計画的にごみを搬出する必要があります。また、計画的なごみ収集を行うことで、収集に係る経費の削減に繋がります。そのため、現在のごみ収集方法や収集日を見直し、安定的かつ効率的なごみ収集を行う必要があります。

近年の上野原市の取り組み

令和3年度

家庭用パソコンの宅配回収協定

令和4年度

雑がみの分別収集

令和5年度

不要品のリユース協定
ボトルtoボトル水平リサイクル協定

令和6年度

事業系ごみの料金改定

令和7年度

ペットボトルの集積所収集
小型家電のリユース・リサイクル協定

今後の取り組み

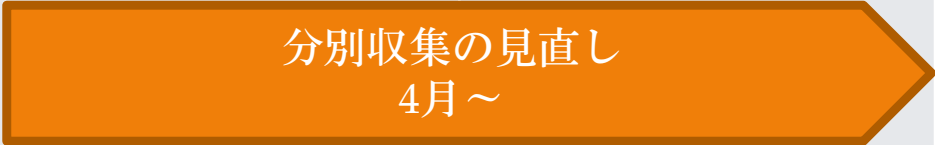
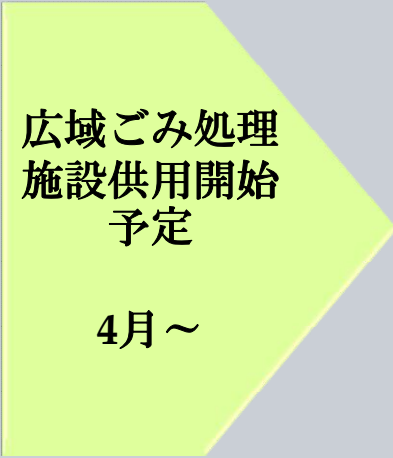
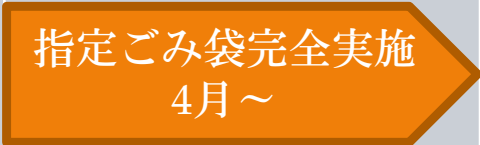
ごみの減量化と資源化の促進を目的とし、燃えるごみの指定ごみ袋制度を導入します。また、計画的なごみ収集に向け、ごみの収集日程と収集方法の見直しを実施します。

1. 指定ごみ袋制度の導入
燃えるごみの指定ごみ袋



2. 分別収集の見直し
収集日程の見直し
収集方法の見直し

今後のスケジュール

令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和14年度
 地区説明会の開催 10月～12月			
	 分別収集の見直し 4月～		 広域ごみ処理 施設供用開始 予定 4月～
指定ごみ袋販売・移行期間 2月～		 指定ごみ袋完全実施 4月～	

1. 指定ごみ袋制度の導入

指定ごみ袋制度とは

指定ごみ袋制度

ごみを排出する際に、市が指定するごみ袋を市民の皆様にご使用いただく制度です。ごみ排出量の削減と資源物への分別を促し、ごみ減量化・資源化を推進するものです。

今回導入する指定ごみ袋は、袋の値段にごみ処理手数料を上乗せする「ごみの有料化」ではありません。

ごみの有料化について

自治体のごみ処理の手数料を徴収する「ごみの有料化」は広域ごみ処理施設が供用開始する令和14年度に向けて検討を進めていきます。

指定ごみ袋制度導入の目的

燃えるごみの減量化

燃えるごみの排出時に使用できる袋を限定することでごみの減量化を図ります。

資源物の分別促進

燃えるごみに混入している資源物の分別を促します。

ごみ収集の効率化

統一された規格、判別し易い袋を導入することで、取り忘れ防止など、収集作業の効率化を図ります。

市外ごみの混入防止

市の指定ごみ袋と明確にすることで、市外ごみの持ち込みを防止します。

指定ごみ袋の導入状況

1. 山梨県 ※市町村ホームページ等調べ

	市町村名
導入済	甲府市・韮崎市・富士吉田市・山梨市・南アルプス市・北杜市・甲斐市・笛吹市・甲州市・中央市・大月都留広域事務組合（大月市・都留市）・市川三郷町・富士川町・昭和町・山中湖村・富士河口湖町・峡南衛生組合（市川三郷町の一部・早川町・身延町・南部町）・道志村・鳴沢村・丹波山村
未導入	上野原市・西桂町・忍野村・小菅村

※参考（県外市町村）

	市町村名
済	八王子市・立川市・国立市・町田市・鎌倉市・海老名市・茅ヶ崎市・富士宮市・御殿場市
未	相模原市・厚木市・横浜市

指定ごみ袋制度の内容

◇指定ごみ袋制度の導入内容

ごみ削減に向け指定ごみ袋制度を導入します。

1. 対象品目 家庭の「燃えるごみ」のみ

※その他のごみ・資源物は対象外

2. 開始時期 令和9年4月1日

3. 指定袋の規格・価格

規格	希望販売価格（見込み）
20ℓ袋（小）	10枚約150円
45ℓ袋（大）	10枚約200円

※販売単位は、1冊（10枚入り）となります。

※販売価格は希望価格となります。



※指定ごみ袋イメージ 13

指定ごみ袋の製造・販売・使用

指定ごみ袋の製造

本市が指定する仕様を満たした袋の製造・保管・受注・（販売店への）配送業務を請け負う業者を決定します。



指定ごみ袋の販売

日用品雑貨を販売している店舗から、指定ごみ袋の取扱店舗を募集し、指定ごみ袋の登録販売店とします。

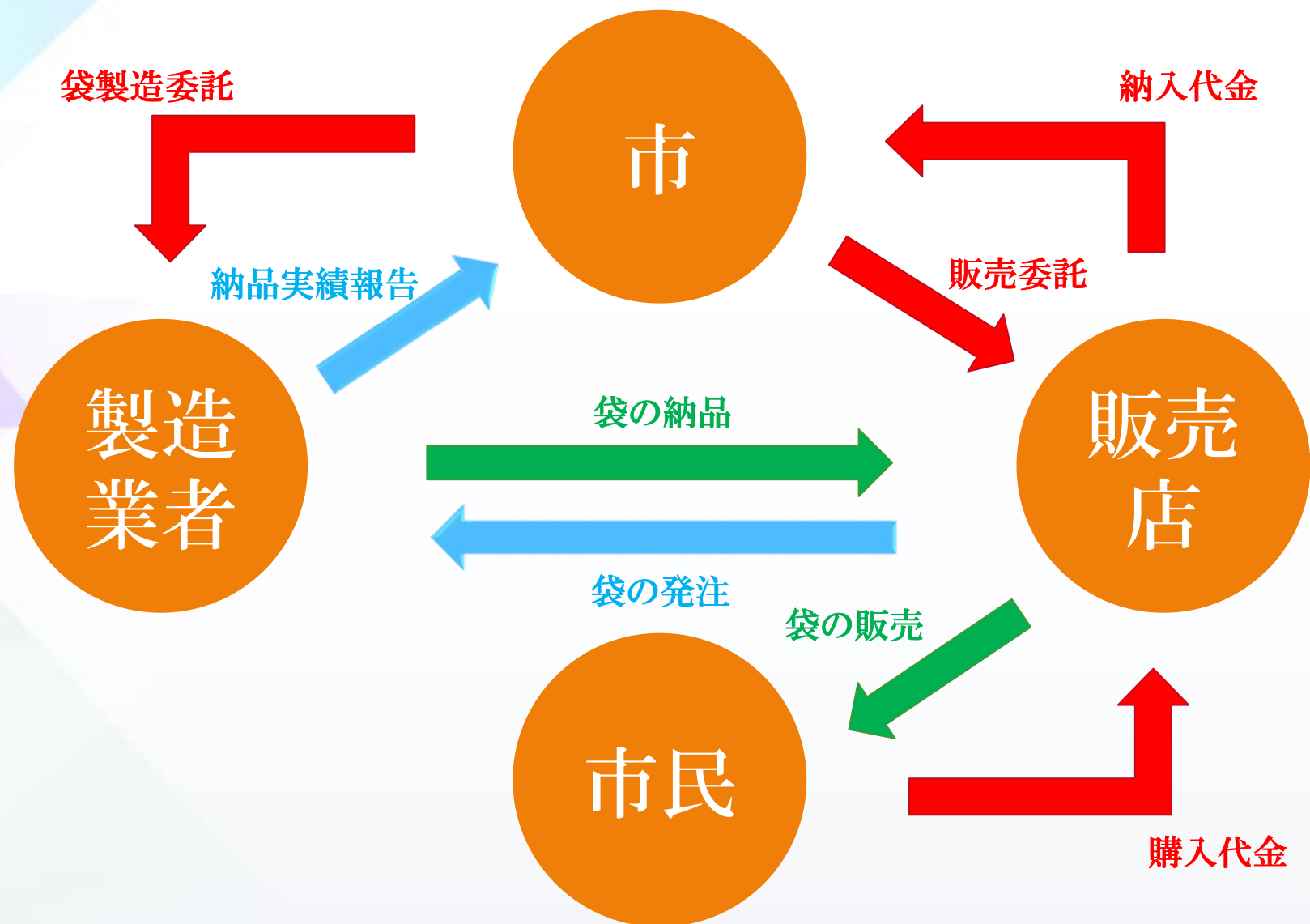
スーパーマーケット、
ドラッグストア、ホームセンター、コンビニエンスストアなど



指定ごみ袋の使用

市民の皆様は、登録販売店から指定ごみ袋を購入いただき、燃えるごみの排出時にご使用ください。

指定ごみ袋販売の流れ



指定ごみ袋制度の導入スケジュール



A decorative graphic on the left side of the slide, consisting of overlapping, semi-transparent geometric shapes in shades of blue, green, yellow, and purple, creating a layered, abstract effect.

2. 分別収集の見直し

ごみ収集の現状

本市のごみ分別及び収集頻度は次のとおりです。

品目名	収集頻度	ごみの種類
燃えるごみ	週2回or週3回	生ごみ、落葉・小枝、ゴム・皮革類 布団、洗剤ボトル、発砲スチロール等
カン類・ビン類	隔週	缶詰・飲料缶、乾電池、ライター等 空きビン、破損ガラス、蛍光灯等
紙類・ペットボトル	月2回	新聞、雑誌、紙パック、段ボール、 雑がみ（封筒・はがき、菓子箱等） ペットボトル
粗大ごみ	月2回 （事前予約制）	掃除機、電子レンジ、ストーブ、 自転車、マットレス、おもちゃ等

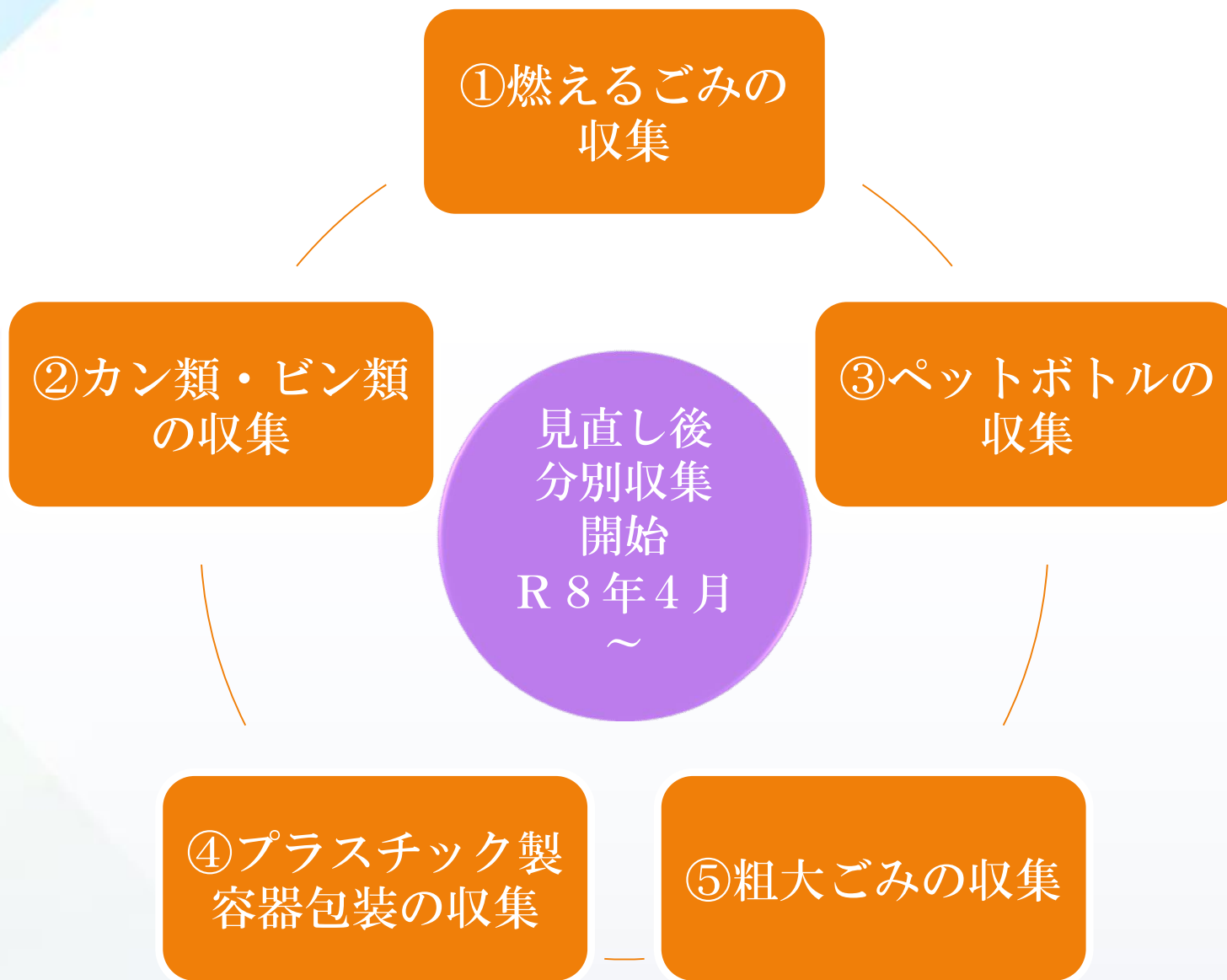
※拠点回収方式による、ペットボトル・白色トレイ・古着類の収集あり

ごみ収集地区・収集日

本市のごみ収集地区及び各地区の収集日は次のとおりです。

番号	地区	燃えるごみ	カン類	ビン類	紙類	ペットボトル	粗大ごみ
1	大目、荻野	水・土	木曜日 (週替わり)	木曜日 (週替わり)	第1・3金曜	第2・4金曜	第2・4水曜
2	甲東(荻野除く)、大鶴(小倉除く)、 仲山・大柵、大向	月・木	水曜日 (週替わり)	水曜日 (週替わり)	第2・4火曜	第1・3火曜	第2・4水曜
3	巖(仲山・大柵除く)、 コモアしおつ	月・水・金	木曜日 (週替わり)	木曜日 (週替わり)	第1・3木曜 第1・3土曜	第2・4木曜 第2・4土曜	第2・4水曜
4	島田(篠久保除く)	火・木・土	金曜日 (週替わり)	金曜日 (週替わり)	第2・4金曜	第1・3金曜	第1・3水曜
5	諏訪、塚場、 新町、篠久保	火・木・土	水曜日 (週替わり)	水曜日 (週替わり)	第2・4月曜	第1・3月曜	第1・3水曜
6	本町、原、 新田倉(大向除く)	月・水・金	火曜日 (週替わり)	火曜日 (週替わり)	第1・3火曜	第2・4火曜	第1・3水曜
7	田町、羽佐間、小沢、 西シ原、新井、八米、 山風呂、向風、小倉	月・水・金	火曜日 (週替わり)	火曜日 (週替わり)	第2・4土曜	第1・3土曜	第1・3水曜
8	桐原、西原、 先祖・丸畑・奈須部	火・金	月曜日 (週替わり)	月曜日 (週替わり)	第2・4木曜	第1・3木曜	第2・4水曜
9	秋山	月・木	金曜日 (週替わり)	金曜日 (週替わり)	第1・3水曜	第2・4水曜	第2・4水曜

見直し内容



燃えるごみの収集

◇全地区の収集回数の統一

地区により収集回数に差が生じているため、全地区で統一の収集回数とします。

◇曜日別ごみ収集量の平準化

収集回数の差により、曜日ごとに収集されるごみ量にも差が生じているため、ごみ収集量の平準化を図ります。



全ての地区で週2回収集とします！

現行								
1	2	3	4	5	6	7	8	9
週2回	週2回	週3回	週3回	週3回	週3回	週3回	週2回	週2回



見直し後								
1	2	3	4	5	6	7	8	9
週2回	週2回	週2回	週2回	週2回	週2回	週2回	週2回	週2回

カン類・ビン類の収集①

◇収集品目の固定化

隔週収集の結果、月初めの収集品目に入れ替わりが生じるため、収集品目を固定化するように見直します。

当月	1 週目	2 週目	3 週目	4 週目	5 週目
	カン類	ビン類	カン類	ビン類	カン類

↓

翌月	1 週目	2 週目	3 週目	4 週目	—
	ビン類	カン類	ビン類	カン類	—

課題

5 週目の収集日がある月の場合、「カン類」で始まると「カン類」で終わり、翌月は「ビン類」からスタートとなり、月初めの収集品目に入れ替わってしまう。

月 2 回収集とします！

カン類・ビン類の収集②

隔週収集から、「紙類」・「ペットボトル」と同様に、月2回収集に見直すことで、収集品目の入れ替わりが生じなくなります。

当月	1 週目	2 週目	3 週目	4 週目	5 週目
	カン類	ビン類	カン類	ビン類	—



翌月	1 週目	2 週目	3 週目	4 週目	5 週目
	カン類	ビン類	カン類	ビン類	—



翌々月	1 週目	2 週目	3 週目	4 週目	5 週目
	カン類	ビン類	カン類	ビン類	—

ペットボトルの収集

◇拠点回収方式の廃止

令和7年度から、ペットボトルの収集日を設定し、拠点回収方式と併用しておりますが、新たな資源物の収集を実施するため、ペットボトルについては、拠点回収を廃止します。

ペットボトルは収集日にお出してください！

新たな資源物を集めます！

スーパーなど、一部の
拠点回収は継続しま
す！！

ペットボトル（現行）

地区	設置場所	地区	設置場所
大目	出張所・犬目公民館	上野原	市役所・ふじみ・オギノ
甲東	出張所	柵原	クレイン
大鶴	出張所・吾妻神社	西原	出張所
巖	公正屋（コモアしおつ店） ・クレイン・出張所	秋山	秋山支所・給食センター ・旧桜井小
島田	クレイン・いちやまマート ・上新田防災倉庫		

ペットボトル（見直し後）

地区	設置場所
巖	公正屋（コモアしおつ店）
島田	いちやまマート
上野原	市役所・ふじみ・オギノ
秋山	秋山支所

プラスチック製容器包装の収集

◇拠点回収の開始

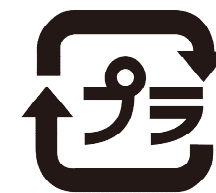
ペットボトルの拠点回収廃止に伴い、新たな資源物として「**プラスチック製容器包装**」の回収を始めます。

プラスチック製容器包装とは

「容器」とは商品を入れるもの（袋を含む）、「包装」とは商品を包むもので、「**プラスチック製容器包装**」とは、その中身（商品）を出したり、使い切った後、不要となるプラスチック製の容器や包装のこと。

ポイント！

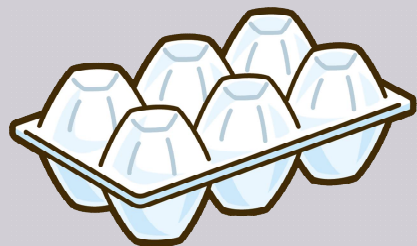
プラスチック製容器包装には、**識別マーク**がつけられています。このマークのついているプラスチックごみが対象となります。



識別マーク

プラスチック製容器包装の種類

◇主なプラスチック製容器包装



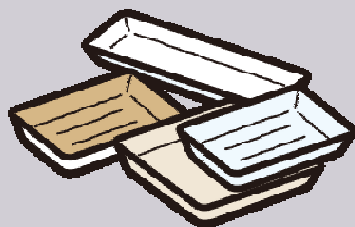
パック・ケース



ボトル



カップ



トレイ



チューブ・キャップ



袋

プラスチック製容器包装の出し方

◇出し方

- ❑ 識別マークのついているものが対象です。
- ❑ ボトル等中身のあるものは中身を使い切り、キャップを外し中を洗う。※汚れのひどいものは燃えるごみへ。
- ❑ 油や食べかすなどを取り除き、水ですすいできれいにする。
- ❑ シールなどの異物は取り除く。
- ❑ 透明・半透明のごみ袋にまとめる。



拠点回収ボックスへ！

重要！

全てのプラスチックごみを回収するものではありません。

「**プラスチック製品**」は対象外です。

◇主なプラスチック製容器包装の対象外のもの

① プラスチック製の製品そのもの

ハンガー、洗面器、CD、おもちゃなど

② 商品の付属品

飲料パックのストロー、お弁当のスプーン・フォークなど



拠点回収ボックスの設置場所

地区名	回収ボックス設置場所
大目	大目出張所・犬目公民館
甲東	甲東出張所
大鶴	大鶴出張所・吾妻神社
巖	巖出張所・J Aクレイン巖支店
島田	J Aクレイン島田支店・上新田防災倉庫
上野原	市役所・総合福祉センターふじみ
桐原	J Aクレイン桐原支店
西原	西原出張所
秋山	秋山支所・給食センター・旧桜井小学校

粗大ごみの収集

◇粗大ごみの収集方法

現在の粗大ごみの回収方法は、クリーンセンターへの直接持込み、または、事前予約制の収集の2つの方法です。

方法	受付・収集日	料金	備考
持込	クリーンセンター 受付時間内	3 6 0 円 (10kgあたり)	土曜午後・日曜・祝日 持込不可
収集	第1、3水曜日 または 第2、4水曜日	4 1 0 円 (10kgあたり)	事前予約制

予約収集の申込方法

- 収集日：月2回（第1，3水曜日 または 第2，4水曜日）
※祝日の場合は収集なし
- 予約：収集日の前日午前中までに電話予約
※追加やキャンセル等の変更期限も同じ
- 確認事項：住所・氏名・電話番号・粗大ごみの種類・個数・集積場所
※納付書の送付先が異なる場合は送付先

粗大ごみの課題

◇粗大ごみの課題

課題

- 集積場所まで粗大ごみを運べない
- 収集日が予定と合わない
- 申込されていない粗大ごみが追加で出されたり、積みきれないほどに出されている
- 1回の収集日の申込件数にバラつきがある
- コスト（処分及び収集）と料金に乖離がある

予約収集は年間 **460件** 以上申し込みがあり、粗大ごみをクリーンセンターへ直接持ち込めない市民にとって大切なサービスです。
課題を解決しつつ、サービスを継続するため見直しを行います。

運用ルールと料金を見直します！

粗大ごみの収集変更点

◇粗大ごみの運用と料金見直し

予約収集について、次のとおり見直します。

変更前	
収集日	月 4 回 第 1, 3 水曜日 (4 地区) 第 2, 4 水曜日 (5 地区)
受付件数	規定なし (1 日につき)
点数制限	規定なし 多量の場合は持込みの案内
料金	4 1 0 円 (1 0 kgあたり)
排出場所	原則集積所



見直し後	
収集日	週 2 回 毎週火・木曜日 (全地区)
受付件数	5 件まで (1 日につき)
点数制限	1 0 点まで (1 件につき)
料金	3 6 0 円 (1 0 kgあたり) + 収集運搬費 (協議中)
排出場所	自宅前

粗大ごみの変更点②

◇収集日

地区割りを無くし、全地区を対象に毎週火・木曜日の週2日の収集日とします。
※年末年始及び休祝日の場合は除く。

◇受付件数

1 収集日につき申込みは5件まで予約を受け付けます。
※予約時に枠の空いている収集日を案内します。1度に2回分の予約は不可。

◇点数制限

1回の申込みは粗大ごみを10点まで受け付けます。
※点数の数え方は次のページのとおりです。

◇料金

持込及び予約収集の10kgあたりの料金を360円で統一します。
予約収集の場合は収集運搬費（協議中）を加算します。

◇排出場所

収集場所は、基本、自宅前（自宅敷地内の道路際）まで対応します。
※軽トラックが進入できない場合は、進入可能なところまで。
※建物内から運び出すことは行いません。

粗大ごみの点数の数え方

1 度に申し込める点数の数え方については、次のとおりです。

1. 粗大ごみの最長辺（一番長いところ）が 1 8 0 c m 以下のものを対象とする。
2. プラスチック製品など、袋詰めの際は 4 5 L サイズまでを 1 点とする。
3. 棒状のものは 6 本までをヒモで束ねて 1 点（1 束）とする。
※傘、物干し竿 など
4. 組（セット）のものは 1 組で 1 点とする。
※スキーセット（板・ストック・靴）、ステレオセット（アンプ・スピーカー）、コタツと天板、ゴルフセット（クラブ・ゴルフバッグ） など

※包丁などの「刃物類」は、他の粗大ごみと混合すると危険なため、別枠で 1 点（一袋）まで受け付けます。

例：粗大ごみ 1 0 点＋刃物類 1 点

収集日の調整

◇収集日の調整

「燃えるごみ」、「カン類ビン類」、「ペットボトル」の収集の見直しに併せて、「紙類」についても収集日を調整します。

1. 市内 9 つの収集地区について、3 地区ずつ組み合わせます。
2. 組み合わせた 3 つの地区の収集日は全て統一します。
3. 同じ地区において、同じ曜日に複数のごみ収集日とならないように、各地区の収集日を設定します。
※粗大ごみは除く。

収集日の調整②

◇収集日の調整

	番号	地区名
現行	1	大目、荻野
	2	甲東（荻野除く）、大鶴（小倉除く）、仲山・大柵、大向
	3	巖（仲山・大柵除く）、コモアしおつ
	4	島田（篠久保除く）
	5	諏訪、塚場、新町、篠久保
	6	本町、原、新田倉（大向除く）
	7	田町、羽佐間、小沢、西シ原、新井、八米、山風呂、向風、小倉
	8	桐原、西原、先祖・丸畑・奈須部
	9	秋山



	番号	地区名
見直し後	1	大目、荻野
	2	甲東（荻野除く）、大鶴（小倉除く）、仲山・大柵、大向
	3	巖（仲山・大柵除く）、コモアしおつ
	4	島田（篠久保除く）
	5	諏訪、塚場、新町、篠久保
	9	秋山
	6	本町、原、新田倉（大向除く）
	7	田町、羽佐間、小沢、西シ原、新井、八米、山風呂、向風、小倉
	8	桐原、西原、先祖・丸畑・奈須部

見直し後の収集日

◇収集日

見直し後の収集日のイメージは次のとおりです。

見直し前						
曜日	月	火	水	木	金	土
第1週	燃えるごみ		燃えるごみ	紙類	燃えるごみ	
				カン類		
第2週	燃えるごみ		燃えるごみ	ペットボトル	燃えるごみ	
				ビン類		



見直し後						
曜日	月	火	水	木	金	土
第1週	燃えるごみ	ペットボトル		燃えるごみ	カン類	
第2週	燃えるごみ	紙類		燃えるごみ	ビン類	

※表は一例です。具体的な収集日は地区によって異なります。

ごみ収集地区・収集日（見直し後）

見直し後の各ごみ収集地区の収集日は次のとおりです。

番号	地区	燃えるごみ	カン類	ビン類	紙類	ペットボトル	粗大ごみ
1	大目、荻野	月・木	第1・3金曜	第2・4金曜	第1・3火曜	第2・4火曜	火・木
2	甲東（荻野除く）、大鶴（小倉除く）、 仲山・大瀬、大向	月・木	第1・3金曜	第2・4金曜	第1・3火曜	第2・4火曜	火・木
3	巖（仲山・大瀬除く）、 コモアしおつ	月・木	第1・3金曜	第2・4金曜	第1・3火曜	第2・4火曜	火・木
4	島田（篠久保除く）	火・金	第2・4水曜	第1・3水曜	第1・3土曜	第2・4土曜	火・木
5	諏訪、塚場、 新町、篠久保	火・金	第2・4水曜	第1・3水曜	第1・3土曜	第2・4土曜	火・木
6	本町、原、 新田倉（大向除く）	水・土	第1・3月曜	第2・4月曜	第2・4木曜	第1・3木曜	火・木
7	田町、羽佐間、小沢、 西シ原、新井、八米、 山風呂、向風、小倉	水・土	第1・3月曜	第2・4月曜	第2・4木曜	第1・3木曜	火・木
8	桐原、西原、 先祖・丸畑・奈須部	水・土	第1・3月曜	第2・4月曜	第2・4木曜	第1・3木曜	火・木
9	秋山	火・金	第2・4水曜	第1・3水曜	第1・3土曜	第2・4土曜	火・木

ごみ収集地区・収集日（見直し後）②

令和8年4月 収集予定表のイメージ

4 April 2026 令和8年	日 SUNDAY	月 MONDAY	火 TUESDAY	水 WEDNESDAY	木 THURSDAY	金 FRIDAY	土 SATURDAY	
	29	30	31	1	2	3	4	
				ビン4 ビン5 ビン9	ペ6 ペ7 ペ8	カン1 カン2 カン3	紙4 紙5 紙9	1 大目地区、荻野
				可燃6 可燃7 可燃8	可燃1 可燃2 可燃3	可燃4 可燃5 可燃9	可燃6 可燃7 可燃8	2 甲東地区（荻野を除く）、 大鶴地区（小倉を除く）、 仲山・大槻、大向
	5	6	7	8	9	10	11	3 巖（仲山・大槻を除く）、 コモア地区
		カン6 カン7 カン8	紙1 紙2 紙3	カン4 カン5 カン9	紙6 紙7 紙8	ビン1 ビン2 ビン3	ペ4 ペ5 ペ9	4 島田地区（篠久保を除く）
		可燃1 可燃2 可燃3	可燃4 可燃5 可燃9	可燃6 可燃7 可燃8	可燃1 可燃2 可燃3	可燃4 可燃5 可燃9	可燃6 可燃7 可燃8	5 諏訪、塚場、 新町、篠久保
	12	13	14	15	16	17	18	6 本町、原、 新田倉（大向を除く）
		ビン6 ビン7 ビン8	ペ1 ペ2 ペ3	ビン4 ビン5 ビン9	ペ6 ペ7 ペ8	カン1 カン2 カン3	紙4 紙5 紙9	7 田町、羽佐間、小沢、 西シ原、新井、八米、 山風呂、向風、小倉
		可燃1 可燃2 可燃3	可燃4 可燃5 可燃9	可燃6 可燃7 可燃8	可燃1 可燃2 可燃3	可燃4 可燃5 可燃9	可燃6 可燃7 可燃8	8 梶原地区、西原地区、 先祖・丸畑・奈須部
	19	20	21	22	23	24	25	9 秋山地区
		カン6 カン7 カン8	紙1 紙2 紙3	カン4 カン5 カン9	紙6 紙7 紙8	ビン1 ビン2 ビン3	ペ4 ペ5 ペ9	
		可燃1 可燃2 可燃3	可燃4 可燃5 可燃9	可燃6 可燃7 可燃8	可燃1 可燃2 可燃3	可燃4 可燃5 可燃9	可燃6 可燃7 可燃8	
	26	27	28	29	30	1	2	
		ビン6 ビン7 ビン8	ペ1 ペ2 ペ3					
		可燃1 可燃2 可燃3	可燃4 可燃5 可燃9	可燃6 可燃7 可燃8	可燃1 可燃2 可燃3			

※実際作成する収集予定表とは標記の方法は異なります。

近年の市の取り組みについて

近年の市の取り組み

令和3年度

家庭用パソコンの宅配回収協定

令和4年度

雑がみの分別収集

令和5年度

不要品のリユース協定
ボトルtoボトル水平リサイクル協定

令和6年度

事業系ごみの料金改定

令和7年度

ペットボトルの集積所収集
小型家電のリユース協定

市の取り組みについて

集積所収集の品目の追加について

令和4年度～ 雑がみの集積所収集



○ 出せる雑がみ(例)



× 出せない雑がみ(例)



※ティッシュ箱のビニールや、カレンダーのフック部分、紙袋の持ち手部等が紙以外の場合は取り除いてから出してください。

雑がみ収集について

課題

燃えるごみの組成分析による紙類ごみの割合

収集開始前：約50% 収集開始後：約44%

ごみの分別の浸透と資源化の推進

資源化実績

令和6年度 収集量：217 t 売却額：3,041千円

市の取り組みについて

集積所収集の品目の追加について

令和7年度～ ペットボトルの集積所収集



ペットボトルの出し方

- ① キャップやラベルを取り除く
- ② 軽くゆすいで乾かして潰す
- ③ 透明か半透明の袋にまとめる

ペットボトルの日、
いつものゴミ出し場へ出す



このマークのついた
ペットボトルが対象

ペットボトル収集について

課題

燃えるごみの中にペットボトルが含まれている
ラベルや中身が残ったものが収集され資源化できない



ごみの分別や出し方の浸透と資源化の推進

資源化実績

令和6年度 収集量：35 t 売却額：1,834千円

市の取り組みについて

生ごみの減量化について

課題

燃えるごみの組成分析による生ごみの割合

約17%

生ごみは水分を多く含んでいるため

- ・ **生ごみの水分含有率の減少**
- ・ **生ごみの堆肥化**
- ・ **フードロスの減少**

に取り組むことで生ごみの排出量が削減されます。

生ごみの減量化について

生ごみの**約8割**は水分とされています。

- ・ 生ごみを濡らさない
- ・ 生ごみの水を切る
- ・ 捨てる前に一絞り

生ごみの水分含有率が減少するため、
ごみの減量化に効果的です。

生ごみの水切り方法について



ペットボトル、はさみまたはカッター、
ビニールテープなどを用意する



ペットボトルの飲み口部分から5cm
程度下を切り取る



切り取った飲み口側の切り口を
ビニールテープなどで補強して完成



シンクに押しつける方法でも手を汚
さずに水を絞ることができます



飲み口をしっかり握り、水切りネットが
破れないようにギュッと引っ張る



生ごみを入れた水切りネットの
先端を、ペットボトルの飲み口
に通す

生ごみ処理容器補助金について

交付対象：市内に居住する、市税を完納している方

対象基数：コンポスト容器は世帯**2基**

電動生ごみ処理機は世帯1基

補助金額：設置費（消費税額を除く）の2分の1の額。

コンポスト容器は5千円、電動生ごみ処理機は2万円を上限



コンポスト容器



電動生ごみ処理機

ごみの分別の徹底



市で分別収集を実施している雑がみ、ペットボトル、白色トレイと令和8年4月から拠点収集開始予定の容器包装プラスチックを分別

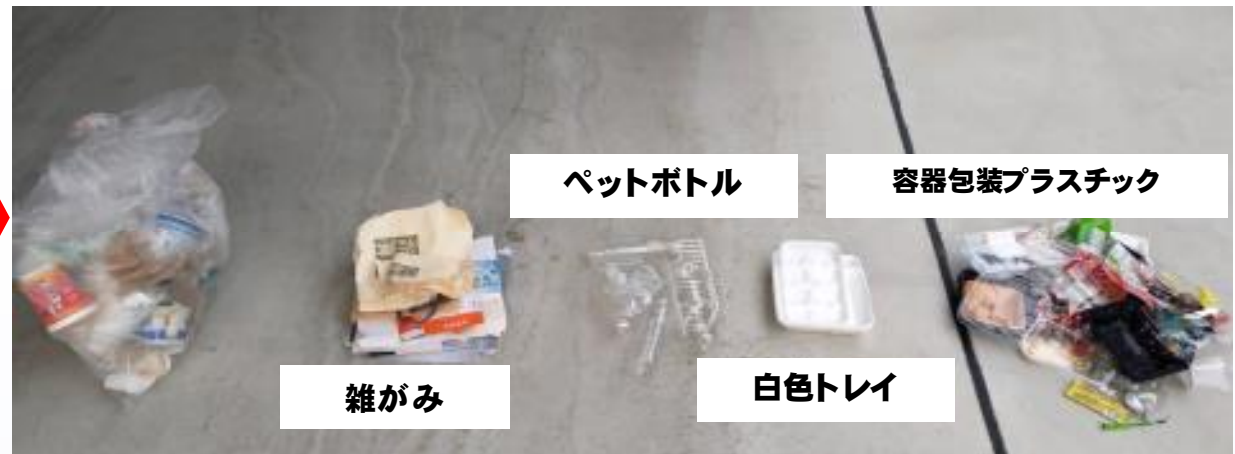
各品目の資源ごみの量が多いことが確認できます。

分別を徹底することで燃えるごみの減量化に効果的です。

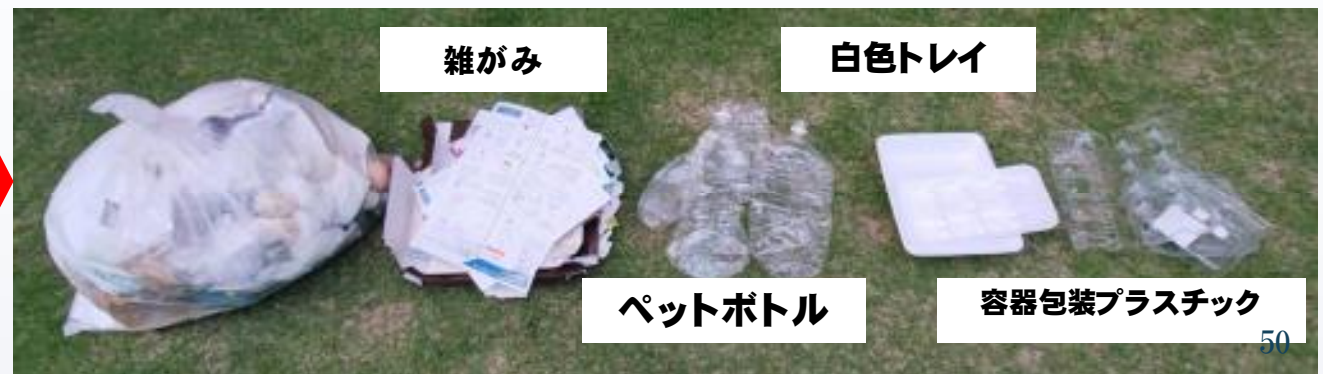
事例1



事例2



事例3



ごみの分別の徹底

```
graph TD; A[ごみの分別の徹底] --> B[ごみ袋のごみの容積が  
約25～40%減少]; A --> C[資源ごみの増加により  
市の収入の増加]; B --> D[燃えるごみの減量化]; C --> D;
```

ごみ袋のごみの容積が
約25～40%減少

資源ごみの増加により
市の収入の増加

燃えるごみの減量化

ご清聴ありがとうございました



上野原市フォトコンテスト2024入賞作品